

令和 5 年度

桑野小学校便所改修工事のうち管工事
(着手日指定型)

図面番号	図 面 名
1	特記仕様書(1)
2	特記仕様書(2)
3	特記仕様書(3)
4	附近見取図・配置図
5	器具一覧表
6	1 階 器具配置図・配管図・改修前後断面図
7	2 階職員便所 器具配置図・和洋リモデル工法参考図
8	2 階器具配置図・3 階器具配置図
9	
1 0	
1 1	

阿南市教育委員会教育部教育総務課

	課 長	課長補佐	係 長	係	設 計

I. 工事概要

1. 工事名称	桑野小学校便所改修工事のうち管工事（着手日指定型）
2. 工事場所	阿南市桑野町岡元
3. 敷地面積	-
4. 工事種目	給排水設備工事
5. 工事概要	1階生使用便所及び2階職員用便所洋式化改修工事のうち管工事
6. 工 期	工事完成期間は別紙契約書参照とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 しゅん工年月日＝施工者側の完成日

II. 工事仕様書

- (1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。
(3)特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項
1章 一般共通事項	① ① 適用基準等	◎図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ⑤公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)平成31年版(以下「標準図」という。) ⑥機械設備工事監理指針(令和元年版)(以下「監理指針」という。) ・本工事のうち建築工事及び電気工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有するものを選定すること。 ◎設計図書 の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(②から⑤)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 改標仕 等 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議するものとする。 ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ・本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ・交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、監督員と協議のうえ決定した場所に配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・ 義務付けられていない)。 ・警備員は、延〇人(昼〇人 , 夜〇人:うち検定合格警備員〇人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先し選定するように努めなければならない。

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
2	② 現場代理人及び主任技術者	◎受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」(以下「選任通知書」という。)を契約後10日以内(土日祝日を除く)に監督員に提出し確認を受けなければならない。また、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から10日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し確認を受けなければならない。受注者は、前記の専任通知書に次のものを添付しなければならない。 (1) 現場代理人と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(雇用確認資料等)。 ただし、受注金額200万円未満を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。 (2) 主任技術者(監理技術者を含む)の資格や工事実績。 ・建設業法第7条第1項第2号ハ及び建設業法第15条第1項第2号イ、ハに該当する有資格者については、技術者取得資格証明書の写し。 ・建設業法第7条第1項第2号イ又はロ及び建設業法第15条第1項第2号ロに該当するものについては、別添の実務経歴書。 (3) 監理技術者を選任した場合(下請金額の総額が4,500万円以上、建築一式工事の場合は7,000万円以上)、監理技術者資格者証の写し(表、裏とも)。 (4) 主任技術者(監理技術者を含む)と受注者との雇用関係が確認できるもの(雇用確認資料等)。 ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。 ◎受注者は、徳島県内で建設業法上の主たる営業所を有するものについては、第1項の選任通知書を提出するときに、別に定める技術者台帳を提示し、監督員の確認を受けなければならない。また、工事しゅん工検査請求書を提出するときは、再度技術者台帳を提出し、監督員の確認を受けなければならない。			◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ・受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)または貨物自動車から下ろす作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業の指揮者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業の指揮者を定め、その者に作業の指揮を行わせなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ・受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ・受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和4年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。 また、「監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、二速やかに提出すること。」 ◎当該工事が分離発注の工事においては、受注金額が最も高い受注者を「統括安全衛生管理義務者」に選任するものとする。(労働安全衛生法第30条) ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ・電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を見込んでいる。 廃プラ・陶磁器くず・金属くず 処分許可業者の会社名: (財)徳島環境整備公社 橋処分場 所在地: 阿南市橋町小勝187番の地先 処分地の所在地: 阿南市橋町小勝187番の地先 運搬距離: 16.0km以下 無筋コンクリート 処分許可業者の会社名: 県南リ-ン有限会社。所在地: 阿南市津乃峰町西分178番地1 処分地の所在地: 阿南市津乃峰町西分178番地1 運搬距離: 3.0km以内 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
3	③ 工事施工体制台帳の提出等	◎受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図(以下「施工体制台帳」という)を自らの責任において作成・保存しなければならない。 ◎受注者は、施工体制台帳を契約後10日以内に監督員に提出し、施工体制台帳を工事現場に備えなければならない。また、各下請業者の施工分担関係を表示した施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。また、施工体制台帳が変更になった場合には、変更日から10日以内に監督員に変更した施工体制台帳を提出し確認を受けなければならない。ただし、提出日については、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。 ◎受注者は、再下請負通知書を提出する旨の誓面を、工事現場の工事関係者が見やすい場所に掲示すること。		① 工事現場管理	
4	工事実績情報の登録	・受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。 (1) 工事受注時 契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内 (3) 工事完成時 工事完成後10日以内 なお、登録内容の変更は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 ・登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。			
5	⑤ 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ・上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。			
6	⑥ 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者は、確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省経建発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省経建発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ・受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事に着手すること。 ・地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面 ・ 深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。			

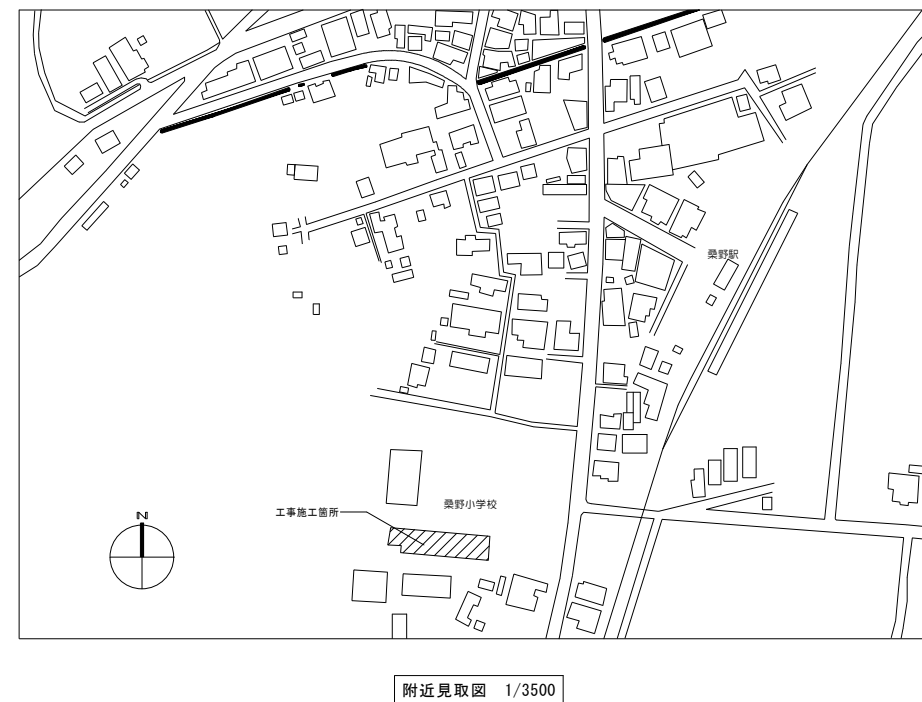
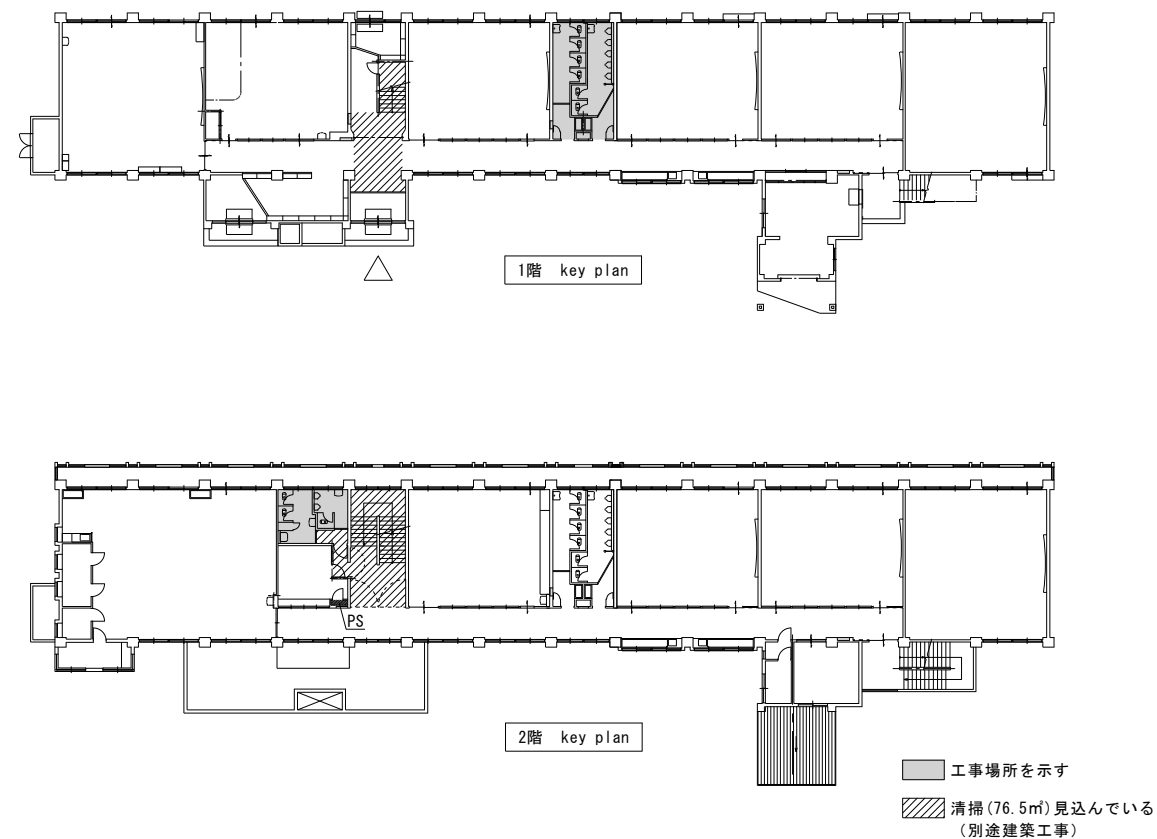
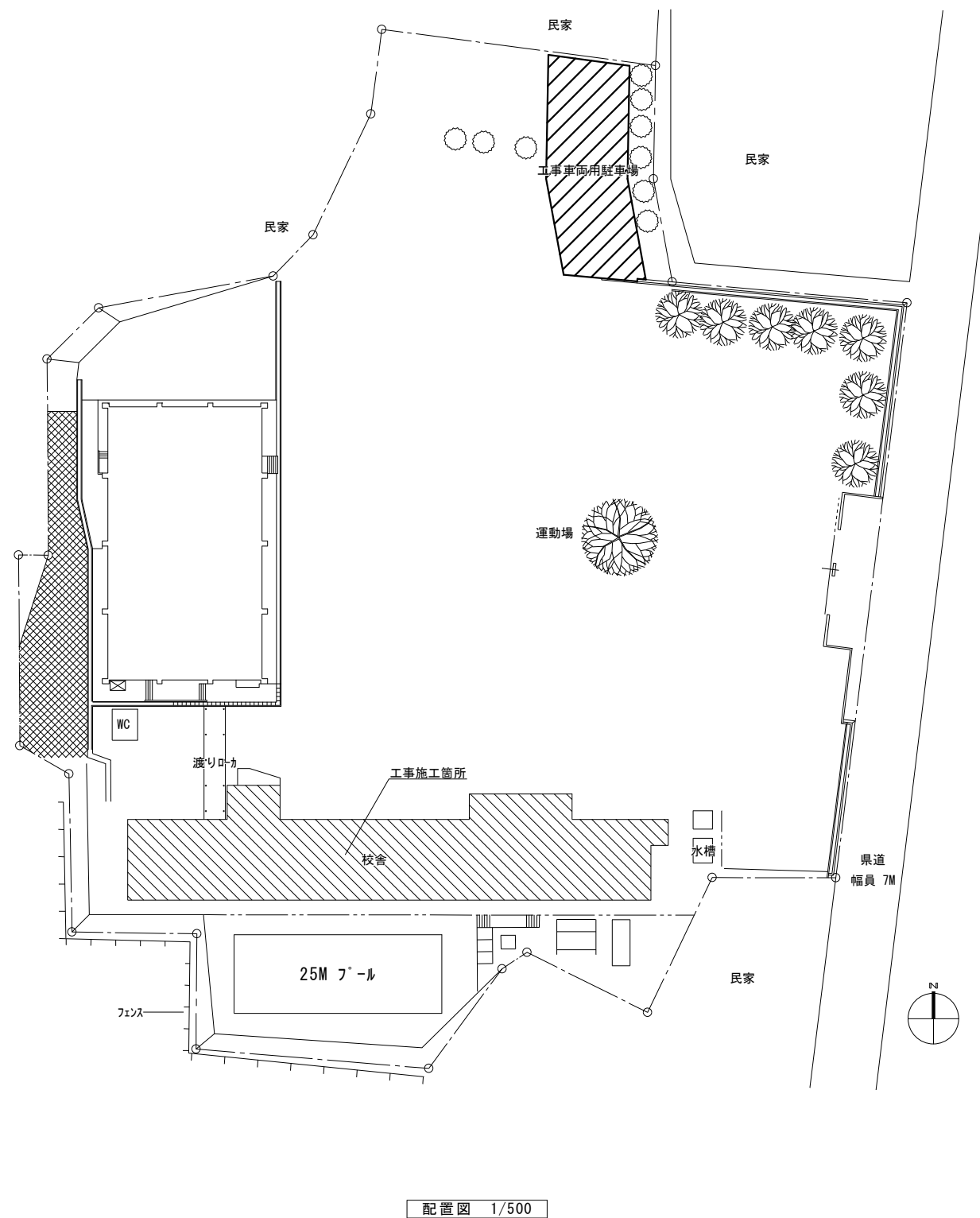
	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	桑野小学校便所改修工事のうち管工事 (着手日指定型)	●縮尺	-	設 計	図 面 番 号
	阿 南 市 役 所	●図面名	特 記 仕 様 書 (1)	●年月	R5. 5		1
	教育委員会 教育部 教育総務課						
	TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785						

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																		
	⑦ 工事現場管理	・受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、または一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無） 備品等名称： 保管場所： 注意事項： ・建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。		⑩ 化学物質を発散する建築材料等	・製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ・標注に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ・県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。		12. 技能士の適用	・技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業 <table><tr><th>工事種目</th><th>技能検定職種</th><th>技能検定作業</th></tr><tr><td>仮設</td><td>とび</td><td>・ とび作業</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>鉄筋施工</td><td>・ 鉄筋組立て作業</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>コンクリート圧送施工</td><td>・ コンクリート圧送工事作業</td></tr><tr><td>型枠</td><td>型枠施工</td><td>・ 型枠工事作業</td></tr><tr><td>鉄骨</td><td>鉄工</td><td>・ 構造物鉄工作業</td></tr><tr><td>防水</td><td>防水施工</td><td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td></tr><tr><td>タイル</td><td>タイル張り</td><td>・ タイル張り作業</td></tr><tr><td>木</td><td>建築大工</td><td>・ 大工工事作業</td></tr><tr><td>屋根及びとい</td><td>建築板金</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr><tr><td>金属</td><td>かわらぶき</td><td>・ かわらぶき作業</td></tr><tr><td>左官</td><td>建築板金</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr><tr><td></td><td>左官</td><td>・ 左官作業</td></tr><tr><td>建具</td><td>建具製作</td><td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業</td></tr><tr><td></td><td>サッシ施工</td><td>・ ビル用サッシ施工作業</td></tr><tr><td></td><td>ガラス施工</td><td>・ ガラス工事作業</td></tr><tr><td>塗装</td><td>塗装</td><td>・ 建築塗装作業</td></tr><tr><td>内装</td><td>内装仕上げ施工</td><td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業</td></tr><tr><td></td><td>表装</td><td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td></tr><tr><td>配管</td><td>配管</td><td>・ 建築配管作業</td></tr><tr><td>植栽</td><td>造園</td><td>・ 造園工事作業</td></tr><tr><td>機械設備</td><td>冷凍空調和機器施工</td><td>・ 冷凍空調和機器施工作業</td></tr></table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業	左官	建築板金	・ 内外装板金作業		左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業																
	工事種目	技能検定職種							技能検定作業																																																																																	
	仮設	とび							・ とび作業																																																																																	
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																								
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																								
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																								
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																								
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																								
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																								
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																								
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																								
金属	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																																								
左官	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																								
	左官	・ 左官作業																																																																																								
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業																																																																																								
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																								
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																								
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																								
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業																																																																																								
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																								
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																								
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																								
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業																																																																																								
⑧ 施工調査	◎解体前到大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎下記のいずれかに該当する工事は、解体工事を行う前に石綿含有建材の調査結果を石綿事前調査報告システム（gBiz1D）に報告すること。 (1) 建築物を解体する作業を伴う建設工事にあって、当該作業の対象となる床面積の合計が90m2以上であるもの。 (2) 建築物を改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。 (3) 工作物を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負金額の合計額が100万円以上であるもの。 ・解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。	⑪ 施工	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 ◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は発注担当課（教育総務課 TEL 22-3299）へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎他工事と取り合い区分 <table><tr><th>項 目</th><th>建築工事</th><th>電気工事</th><th>管 工 事</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>梁、壁、床スリープ入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上穴埋補修</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>スリープ開口補強（鉄筋）</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上（リンプレン等）</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>床、天井点検口</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>設備機器天井開口墨出</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上切込み及び開口補強</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>縦樋（GLまで）</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>壁、便器等の箱入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上補強</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給排気ガラリ取付け</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空調機器類の基礎工事</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ		○	○		同上穴埋補修	○				スリープ開口補強（鉄筋）	○				同上（リンプレン等）	○				床、天井点検口	○				設備機器天井開口墨出		○	○		同上切込み及び開口補強	○				衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○		縦樋（GLまで）	○				壁、便器等の箱入れ		○	○		同上補強	○				給排気ガラリ取付け	○				空調機器類の基礎工事	○				⑬ 設計変更箇所確認	・工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ・次表により、中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table><tr><th>当初請負対象額</th><th>一般入札工事</th><th>低入札工事</th></tr><tr><td>3千万円未満</td><td>－</td><td>1回</td></tr><tr><td>3千万円以上5千万円未満</td><td>－</td><td>2回</td></tr><tr><td>5千万円以上1億円未満</td><td>1回</td><td>2回</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>2回</td><td>3回</td></tr></table> （注） 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	－	1回	3千万円以上5千万円未満	－	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
項 目	建築工事			電気工事	管 工 事	そ の 他																																																																																				
梁、壁、床スリープ入れ				○	○																																																																																					
同上穴埋補修	○																																																																																									
スリープ開口補強（鉄筋）	○																																																																																									
同上（リンプレン等）	○																																																																																									
床、天井点検口	○																																																																																									
設備機器天井開口墨出		○	○																																																																																							
同上切込み及び開口補強	○																																																																																									
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																							
縦樋（GLまで）	○																																																																																									
壁、便器等の箱入れ		○	○																																																																																							
同上補強	○																																																																																									
給排気ガラリ取付け	○																																																																																									
空調機器類の基礎工事	○																																																																																									
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																								
3千万円未満	－	1回																																																																																								
3千万円以上5千万円未満	－	2回																																																																																								
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																								
1億円以上	2回	3回																																																																																								
⑨ 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に「生コンクリート使用届」、「材料使用承諾届」に承諾図、カタログ写しなど、仕様を確認できる資料を添付のうえ監督員へ提出しなければならない。 ・県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物で木材を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。		⑭ 工事検査及び技術検査																																																																																							

	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	桑野小学校便所改修工事のうち管工事（着手日指定型）	●縮尺	－	設 計	図 面 番 号
	阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785	●図面名	特記仕様書（2）	●年月	R5. 5		

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項								
	⑮ 完成図等	◎電子納品：対象外 ◎提出書類 ・しゅん工図（製本 部、電子データ 部）（A4 ・ A3 ・ A2 ・ 原図版 ） ・工事写真（写真帳1部（着手前 ・ 工事中 ・ しゅん工 ）、電子データ 1部 ） ・使用材料一覧表（ 1部（うち 部はしゅん工図表紙裏面に貼付）,電子データ 部 ） ・保全に関する資料 ◎しゅん工図は受注者が関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。 ◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」（令和3年改定）によること。 <table><tr><td>区 分</td><td>サイズ</td></tr><tr><td>着工前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>工事中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>竣 工</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ◎工事完成撮影は、専門家に（ よる ・ よらない ）ものとする。 ◎対象物 工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。 ◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。 ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。 17. 室内空气中の化学物質の濃度測定 ・建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。 <table><tr><td>測 定 対 象 室</td><td>測定箇所数</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56―3(3)「□ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。	区 分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	測 定 対 象 室	測定箇所数				
	区 分	サイズ														
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ															
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ															
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ															
測 定 対 象 室	測定箇所数															
	⑮ デジタル工事写真の小黑板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、次に掲げる要件を満たさなければならない。 (1) 下請負者が阿南市の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格の認定を受けている者である場合には、指名停止期間中でないこと。 ◎施工条件は下記による。 (1) 本工事に必要な官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。 官公署その他への届出手続等は標仕 第1章 1. 1. 3により行う。なお、監理指針 第1章 1. 1. 3を参考とする。 (2) 機器設置後引渡しまでの電気及び用水料金は、基本料金を含め本工事に含む。 (3) 施設の使用に影響のある、振動、騒音、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施行できない。 また、休日においても施工管理者から作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 (4) 平日の午前7時30分から8時までの間は通学時間と重なる為、工事車両は通行しないものとする。 なお、その他の時間においても行事等の関係から通行禁止の要望がある場合は、工事車両の通行を禁止する場合がある。 (5) 一般道路の安全対策及び汚染に留意すること。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。 ◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び排水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。 ・監督員事務所は（ 設ける(面積 m ² 程度) ・ 設けない ） ・監督員事務所の備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (4) ファクシミリ他 ◎既存電力利用（ 出る ・ 出ない ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（ 出る ・ 出ない ）、用水料金（ 有償 ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。 ・仮囲い化粧(図示) その他（ ） ◎同用地は、（ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。 ・借地借家料 円 ◎既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。配管施工後、穴開け部はモルタル補修を行うこと。 ◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成部分にない補修する。 ・受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ・受注者は、当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。														

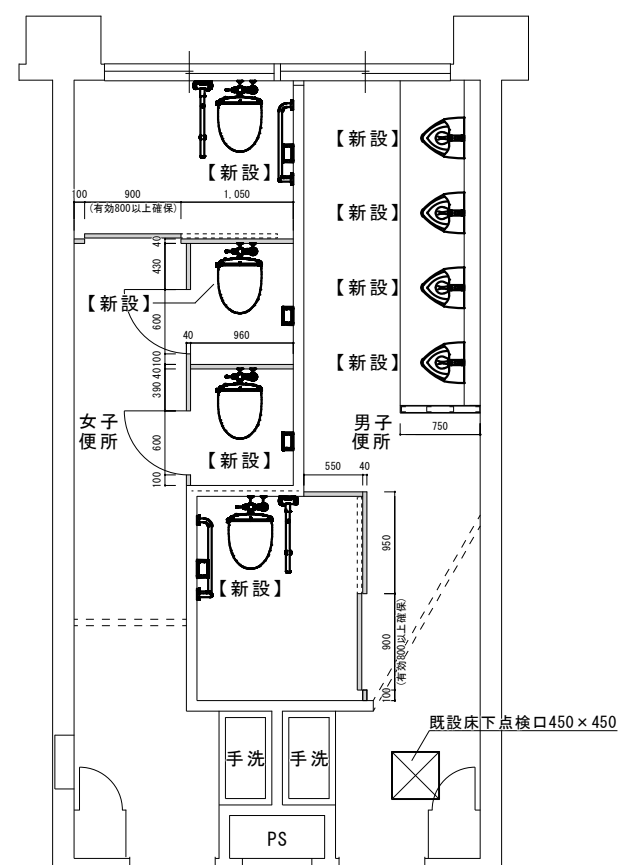
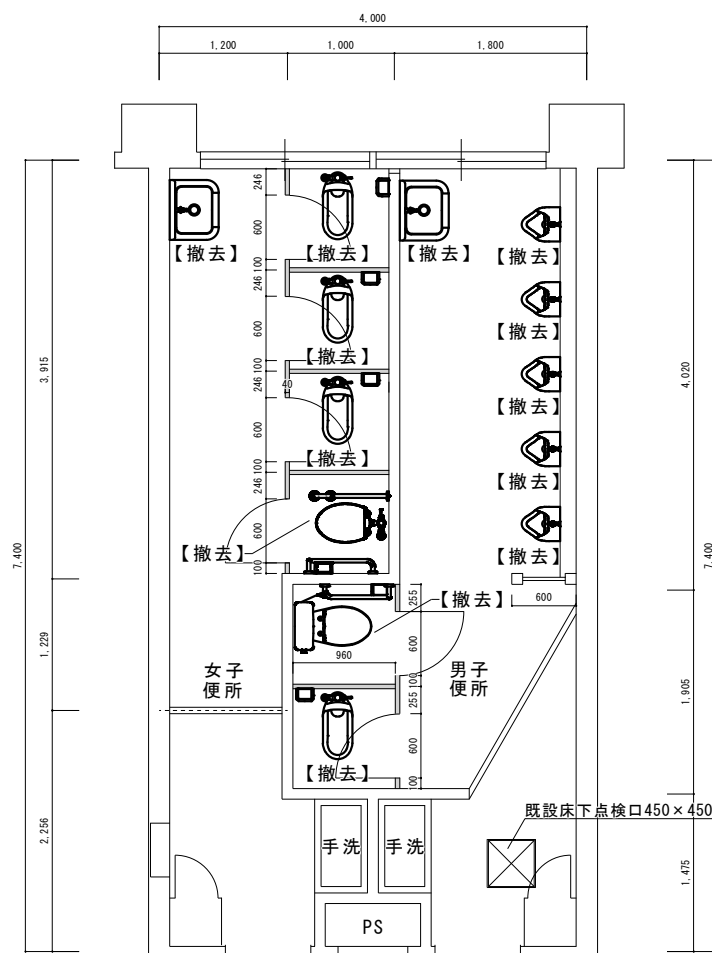
		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785	●工事名 桑野小学校便所改修工事のうち管工事 （着手日指定型） ●図面名 特記仕様書（3）	●縮尺 － ●年月 R5. 5	設 計	図 面 番 号 3
--	--	---	---	------------------------------	-----	------------------



阿南市富岡町トノ町12番地3		●工事名 桑野小学校便所改修工事のうち管工事 (着手日指定型)	●縮尺 図示	設 計	図 面 番 号
阿 南 市 役 所					
教育委員会 教育部 教育総務課					
TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785					
		●図面名 附近見取図・配置図	●年月 R5. 5		4

器具名称	参考品番			1階男子	1階女子	2階男子	2階女子	3階男子	3階女子	2階職員男子	2階職員女子	合計
【新設】												
腰掛便器	TOTO	CS140 (床置床給水 床排水大便器)	TV550S (フラッシュバルブ)	1	3					1	1	6
			TCF116 (暖房便座, ウォームレットS)									
			TSF640LR (配管セット)									
			T82CR32 (スパッド)									
			T56PH (パイプホルダー) × 2									
			HP430-7 (床排水フランジ)									
小便器	TOTO	U508C (床置床排水小便器)	T600PN (フラッシュバルブ)	4								4
			HP510R (排水ソケット)									
はね上げ手すり	TOTO	T112HK7R	T110D17S (固定金具)	1	1							2
L型手すり	TOTO	T112CL10	T110D3R (固定金具) × 3	1	1							2
紙巻器	TOTO	YH51R		1	3					1	2	7
暖房便座	TOTO	TCF116				1	1	1	1			4
【和洋リモデル工法】												
和式便器										1	1	2
【撤去】												
和式便器				1	3							4
腰掛便器				1	1							2
小便器				5								5
手すり				1	2							3
掃除流し				1	1							2
紙巻器				2	4					1	2	9
普通便座						1	1	1	1			4

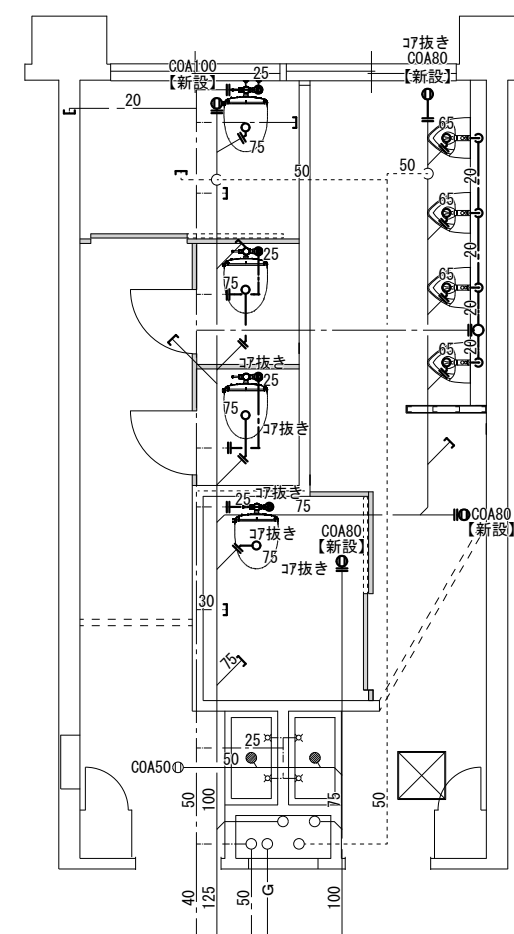
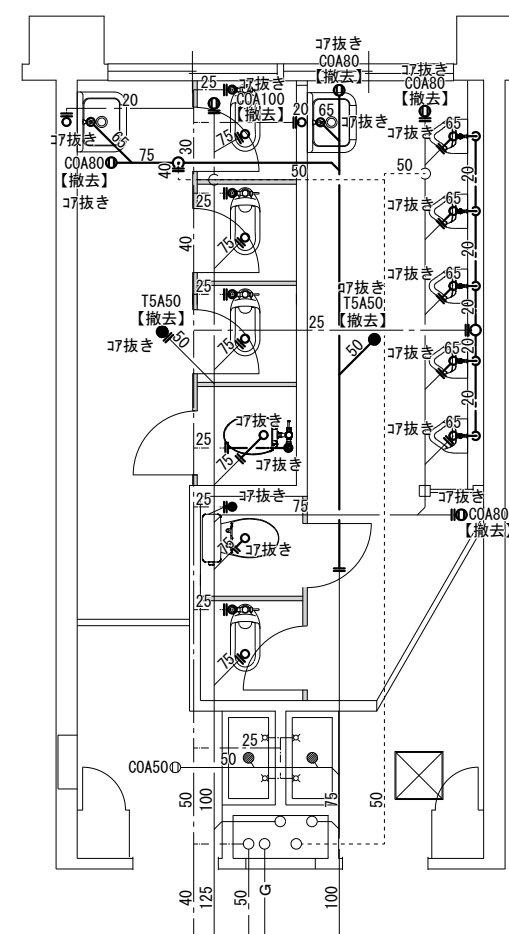
器具一覧表



改修前

改修後

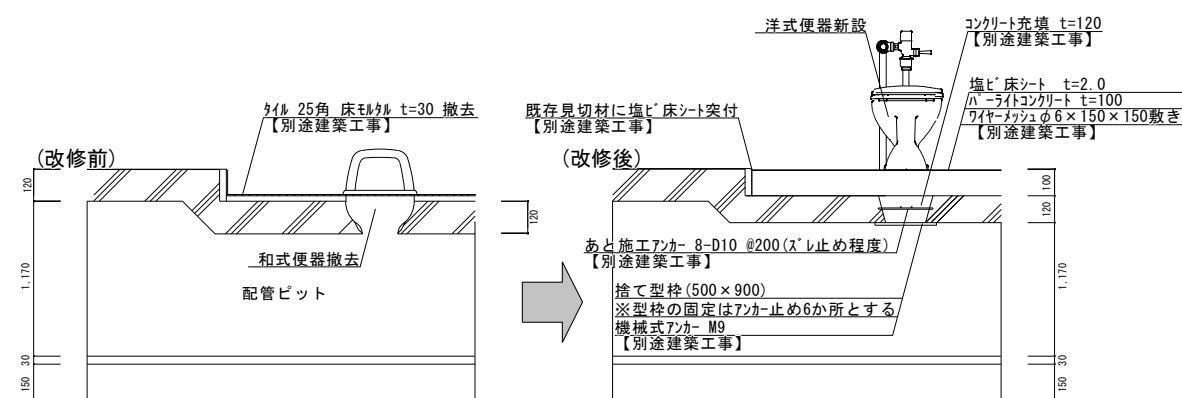
1 階器具配置図 1/50



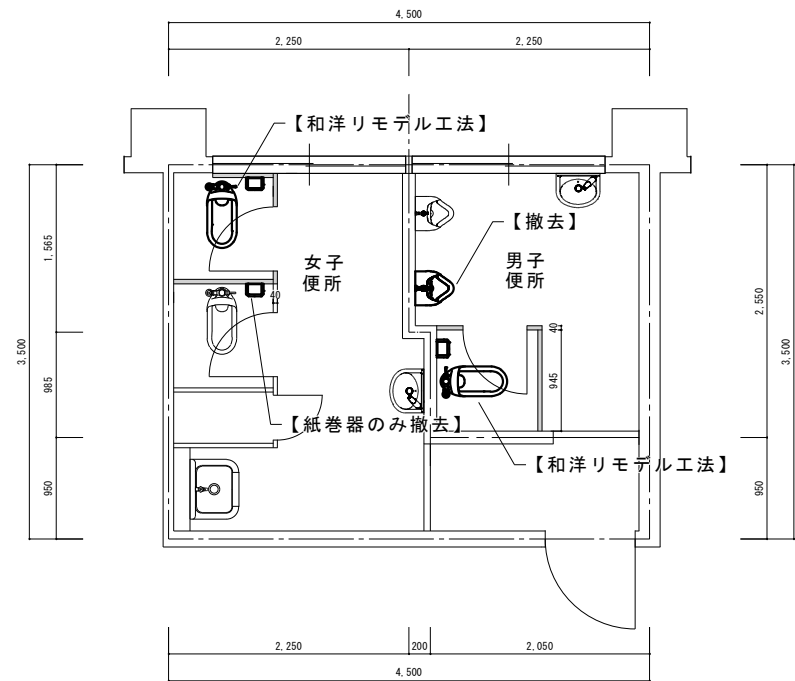
改修前

改修後

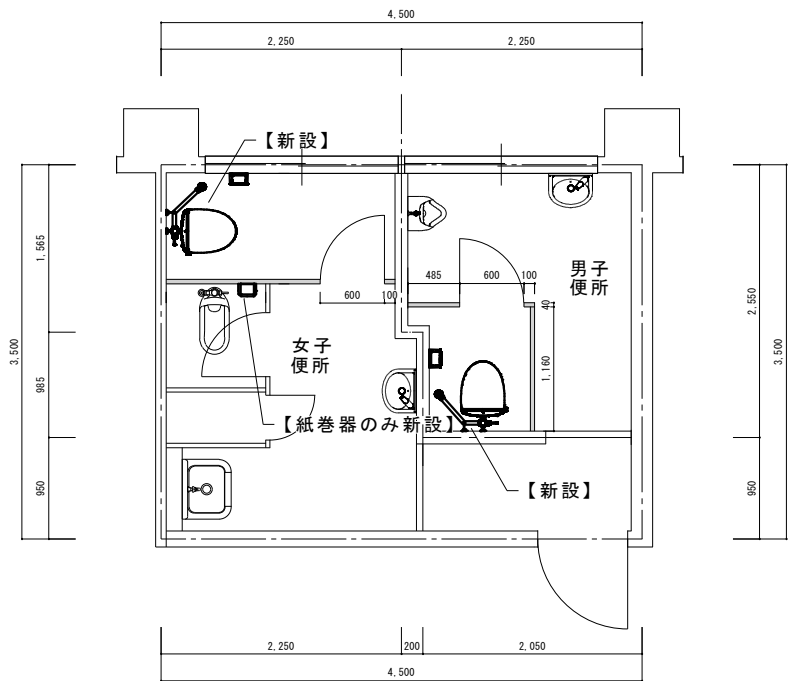
1 階配管図 1/50



凡例	給水管	立上り・立下り	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	桑野小学校便所改修工事のうち管工事	●縮尺	図示	設 計	図 面 番 号
	排水管	切断（改修前）・接続（改修後）	阿 南 市 役 所	●図面名	1 階 器具配置図・配管図・改修前後断面図	●年月	R5.5		6
	通気管	※トイレプースの改修及び汚垂の新設は別途建築工事とする	教育委員会 教育部 教育総務課						
	キャップ 止め		TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785						

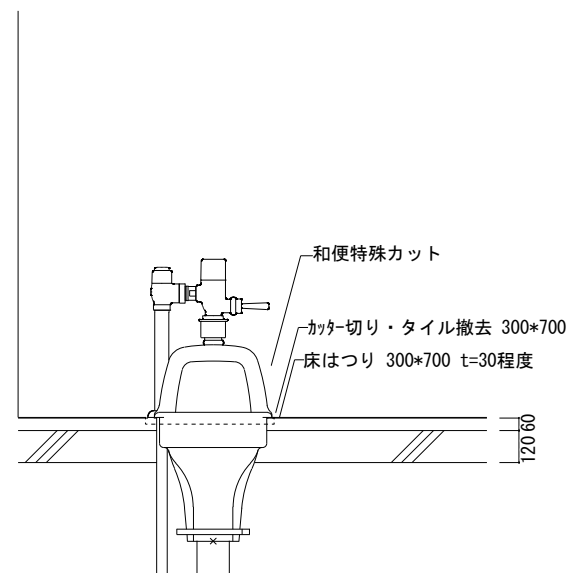


改修前

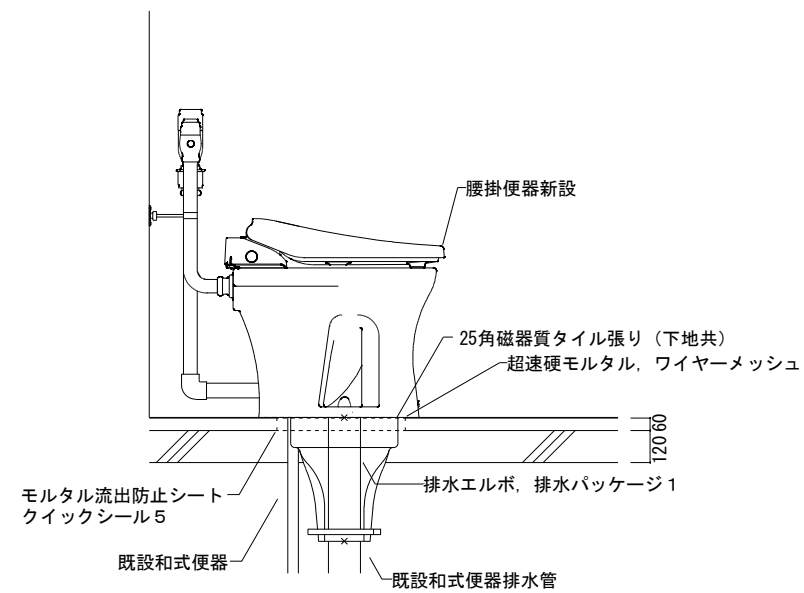


改修後

2階職員便所器具配置図 1/50



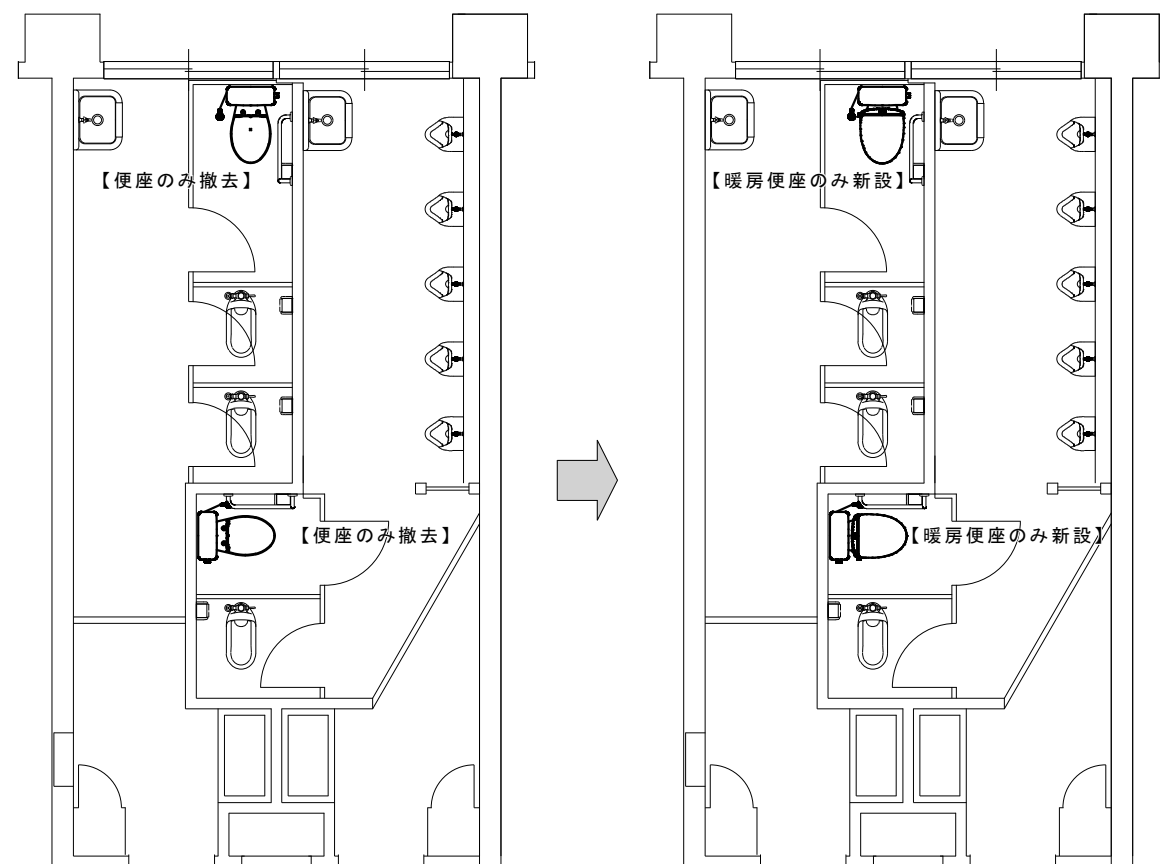
改修前



改修後

和洋リモデル工法参考図

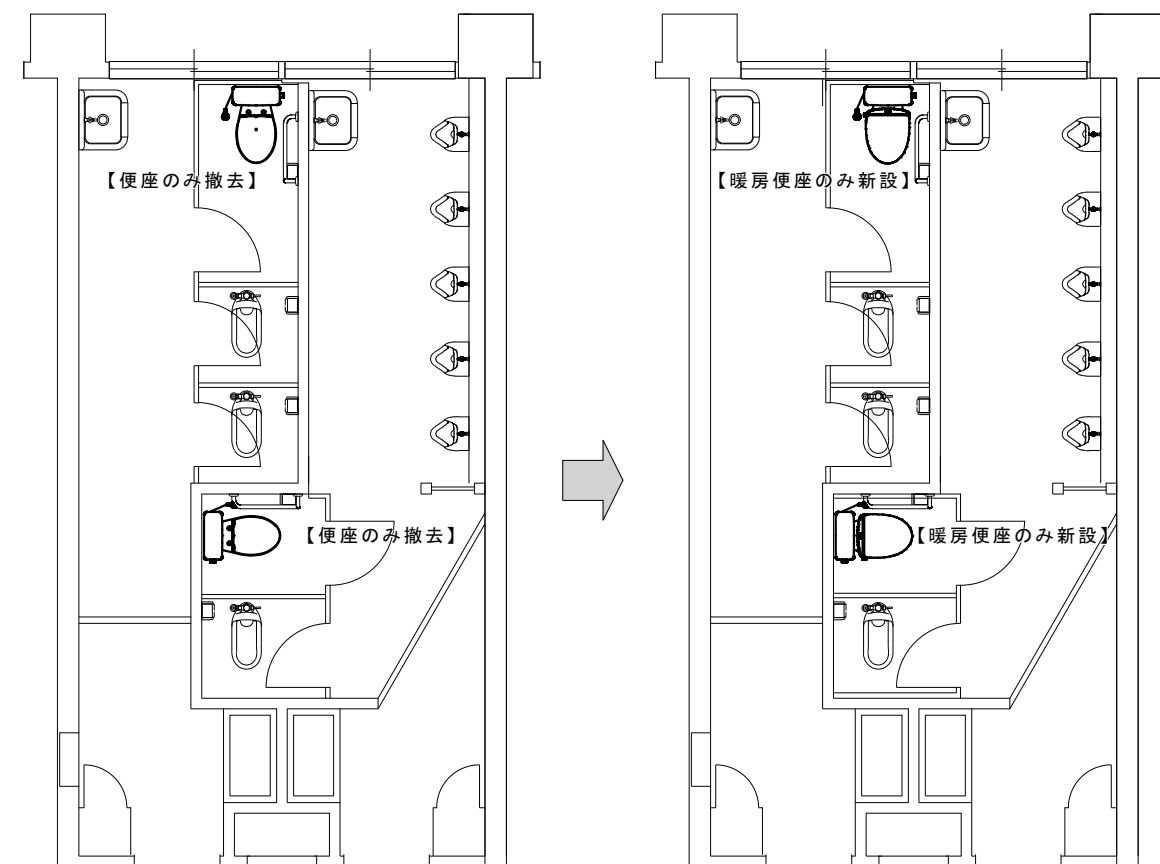
阿南市富岡町トノ町12番地3		●工事名	桑野小学校便所改修工事のうち管工事 (着手日指定型)	●縮尺	図示	設計	図面番号
阿南市役所		●図面名	2階職員便所 器具配置図・和洋リモデル工法参考図	●年月	R5. 5		7
教育委員会 教育部 教育総務課							
TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785							



改修前

改修後

2階器具配置図 1/50



改修前

改修後

3階器具配置図 1/50

		阿南市富岡町トノ町12番地3		●工事名 桑野小学校便所改修工事のうち管工事 (着手日指定型)	●縮尺 図示	設 計	図面番号
		阿 南 市 役 所					
		教育委員会 教育部 教育総務課		●図面名 2 階器具配置図・3 階器具配置図	●年月 R5.5		8
		TEL (0884) 22-3299 FAX (0884) 22-4785					